

大和市都市計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市都市計画審議会条例（平成12年大和市条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、大和市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、条例第7条第1項の規定に基づき審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知する。

(代理出席)

第3条 条例第3条第2項第3号の委員は、やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、その代理人にその職務を行わせることができる。

(傍聴者への会議資料の提供)

第4条 傍聴者へ提供する会議資料のうち、会議次第については傍聴者に配布する。その他の資料については貸与とし、会議終了後に返却するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、議事の概要を記録した会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、会長及び会長が会議において指名した委員1人が署名するものとする。

(委員等の除斥)

第6条 会長、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある議事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある議事（大和市の全域を対象とする議事を除く。）については、その議事に加わることができない。ただし、審議会の同意があったときは、

会議に出席して発言することができる。

2 委員等は、前項の規定により議事に加わることができないおそれのあるときは、その議事が審議される会議が開催される前に、会長にあっては市長に、委員又は臨時委員にあっては会長に対し、同項の規定により議事に加わることができないおそれのある旨を申し出なければならない。

(R8.4.1 追加)

(議案の説明)

第7条 会長は、議事に関連のある職員を出席させ、議事について説明させることができる。

(R8.4.1 追加)

附 則

この要領は、平成16年5月25日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。